

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるものをいう。

## 2 本校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、基本的な対応として次に示す三つの柱で構成する。

- ・ いじめの未然防止
- ・ 早期発見・早期解決
- ・ 関係機関等との連携

本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校づくりのため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

## 3 いじめの認知

いじめを認知しやすいよう、以下の態様が考えられることを共通理解する

- ・ 冷やかしかからかい。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 4 具体的な取り組み

### (1) 教育相談（随時）

学校生活支援委員会（相談・生徒指導係・保健係・学年）及び学級担任を中心に、早期発見、情報収集に努める。

### (2) 定期的な面談等

4月・10月に全生徒対象の面談週間を実施する。

5月・7月・10月・2月に生活けじめ週間を実施する。

7月・12月に三者懇談を実施する。

(3) 懇談会、研修等の開催

各学年で、PTA 教育懇談会を実施する

10 月に平和人権学習・研修会（生徒・職員）を実施する。

4 月に情報モラル講演会（1 学年）を実施する。

7 月に「心と命の講演会」（全学年）を実施する。

(4) 各種調査結果を踏まえた面接の実施

「学校生活アンケート」及び「生活実態アンケート」の結果より、いじめ等の実態把握をし、必要に応じて早期対策を講じる。

5 いじめが発生した場合の対応について

(1) 学校生活支援委員会（生徒指導係）による対応

- ・ 関係者や周囲からの情報収集
- ・ 全体像を把握し、対応方針と指導計画等を決定（必要に応じて、心の支援課、教育事務所、警察等との連携を図る）。

(2) 解決に向けた支援と指導

- ・ 被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒への指導
- ・ 保護者への説明
- ・ 「いじめ」が解消されているかの見守りを行う（3 ヶ月間行為が止んでいるか、心身の苦痛を感じていないか）。

6 重大事態発生時の対応について

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

(2) いじめにより生徒が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

以上の場合を重大事態とし、「いじめの防止等のための基本的な方針」および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により、適切な対応をとる。

7 配慮が必要な生徒に対する支援

発達障がいを含む特性のある生徒、帰国子女や外国籍生徒、性同一性障がい等の特性のある生徒、自然災害等に伴う避難生徒等に関しては、職員会議において全職員で確認し、学校生活支援委員会を中心に、外部機関等と連携して必要な支援計画を作成する。